

市町村コード	市町村		
192074	山梨県 都道府県		
山梨県	市町村		
市町村	市町村		
口座番号	加	入	者名
00460-3-960008	市	役	所
所在地及び法人名			

法人市町村民税領収済通知書

年度	※	処理事項	管理番号
事	業	年	度
から	まで	申告区分	
法人税割額	01		
均等割額	02		
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額	05		
納期限	年	月	日
指定金融機関 (取りまとめ店)	山梨中央銀行 市町村支店	領収日	
取りまとめ局	〒224-8794 ゆうちょ銀行 横浜野金事務所センター	付印	

上記のとおり通知します。

(市町村保管)

市町村コード	市町村		
192074	山梨県 都道府県		
山梨県	市町村		
市町村	市町村		
口座番号	加	入	者名
00460-3-960008	市	役	所
所在地及び法人名			

法人市町村民税納付書

年度	※	処理事項	管理番号
事	業	年	度
から	まで	申告区分	
法人税割額	01		
均等割額	02		
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額	05		
納期限	年	月	日
日	計	日	
領収日	付印		

上記のとおり納付します。

(金融機関またはゆうちょ銀行等保管)

市町村コード	市町村		
192074	山梨県 都道府県		
山梨県	市町村		
市町村	市町村		
口座番号	加	入	者名
00460-3-960008	市	役	所
所在地及び法人名			

法人市町村民税領収証書

年度	※	処理事項	管理番号
事	業	年	度
から	まで	申告区分	
法人税割額	01		
均等割額	02		
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額	05		
納期限	年	月	日
領収日	付印		

市町村会計管理者

上記のとおり領収しました。

(納税者保管)

◎この納付書は、3枚1組になっていますので、切り離さずに提出してください。

法人住民税について

1 税率
別紙のとおり。

2 督促手数料・滞納処分
納期限までに税金を納付されない場合には、督促状を発送しますが、その場合には、督促手数料を徴収することになります。
なお、督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに、当該税金に係る徴収金を完納されなければ、滞納処分を受けることがあります。

3 延滞金
納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の租税特別措置法第83条第2項の規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した額の延滞金(当該延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。
また、延滞金のうち納期限の延長があつた場合に課せられるものについては、地方税法附則第3条の2の2が適用されます。

納付場所

- 山梨中央銀行
- 甲府信用金庫
- 山梨信用金庫
- 山梨県民信用組合
- 梨北農業協同組合
- ※上記金融機関の本支店、支所、出張所及び、公金収納取扱店(銀行、信用金庫等)

○ゆうちょ銀行・郵便局
山梨・神奈川・千葉・群馬・栃木・茨城の各県及び東京都内に所在するゆうちょ銀行又は郵便局(ただし、納期限後はお取扱いできません。)